

日商簿記1級

平成25年度（2013年度）試験向け「改正論点」レジュメ

平成25年2月7日、日本商工会議所より、「商工会議所簿記検定試験出題区分表」の改定が公表されました。「とおるシリーズ 商業簿記・会計学 改訂五版」及び「サクッとわかるシリーズ 商業簿記・会計学 改訂五版」につきましては、今回の改定のうち、以下の2項目が書籍に反映されておられません。これらの書籍をご利用のお客様は、本レジュメをご活用いただければ幸いです。

<改定項目（書籍に反映されていないもの）>

- I 有価証券の貸付・借入・差入・預り・保管が2級から1級の出題範囲に移行されました。
- II 電子記録債権・電子記録債務が1級の出題範囲に追加されました。

I 有価証券の貸付・借入

1. 有価証券の消費貸借等

有価証券の消費貸借契約等を締結した場合には、借手には売却又は担保という方法で有価証券を自由に処分する権利が与えられ、貸手は貸し付けた有価証券の使用が拘束されることとなります。

なお、借手には、借り入れた有価証券を返還^{*1}する義務があります。

—会計処理—

貸手	<ul style="list-style-type: none">・ 貸し付ける直前の有価証券の保有目的区分に従った評価及び会計処理を継続します。・ 有価証券を貸し付けている旨及び貸借対照表価額を注記します。
借手	<ul style="list-style-type: none">・ 有価証券を借り入れている旨及び貸借対照表日の時価を注記します。【有価証券売却時】・ 有価証券の受入れ及び売却処理を行い、返還義務を時価で負債として認識します。（なお、当該返還義務については、その旨及び時価の注記は行いません。）・ 上記負債は、毎期末、時価により評価し、差額を当期の損益に計上します。・ 返還時には、返還する有価証券及び負債に計上した返還義務の消滅を認識し、差額を当期の損益に計上します。

※1 同一銘柄、同一グループに属するものを同量返還します。

■ 参考 ～ 有価証券の差入・預り ～

融資等に関連し、債権者が有価証券を担保として受渡しを受け、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する場合には、債権者(担保受入者)はその旨及び貸借対照表日の時価を注記します。

ただし、債権者(担保受入者)は担保受入れ又はその約定をした有価証券を売却したときは、有価証券の受入れ及び売却処理を行い、返還義務を時価で負債として認識しなければなりません。なお、当該返還義務については、その旨及び時価の注記は行いません。

また、債務者(担保差入者)は、当該担保差入有価証券の使用を拘束されることとなるため、その旨及び貸借対照表価額を注記します。

2. 会計処理の具体例

【例題】有価証券の貸付・借入

次の取引について仕訳を示しなさい。会計期間は、A社及びB社とも3月31日を決算日とする1年である。なお、時価評価に関しては切放方式で処理するものとする。また、説明の便宜上、有価証券の貸借期間を長期に設定している。

- ① ×5年3月1日、A社はB社に、売買目的で保有している有価証券（帳簿価額：2,000千円、時価：2,100千円）を貸し付けた。
- ② ×5年3月31日、当該有価証券の時価は1,900千円であった。
- ③ ×5年5月1日、B社は当該有価証券を2,200千円で売却した。
- ④ ×6年3月31日、当該有価証券の時価は1,950千円であった。
- ⑤ ×6年5月1日、B社はA社から借り入れた有価証券を返還するために、同一銘柄の有価証券を1,800千円で購入した。
- ⑥ ×6年5月31日、B社はA社から借り入れた有価証券を返還した。

〔解答〕（単位：千円）

	A社(貸手)	B社(借手)
①	仕訳なし	仕訳なし
②	(借) 有価証券運用損益 100 (貸) 売買目的有価証券 100	仕訳なし
③	仕訳なし	(借) 保管有価証券 2,200 (貸) 売却借入有価証券 2,200 (借) 現金預金 2,200 (貸) 保管有価証券 2,200
④	(借) 売買目的有価証券 50 (貸) 有価証券運用損益 50	(借) 売却借入有価証券 250 (貸) 有価証券運用損益 250
⑤	仕訳なし	(借) 売買目的有価証券 1,800 (貸) 現金預金 1,800
⑥	仕訳なし	(借) 売却借入有価証券 1,950 (貸) 売買目的有価証券 1,800 有価証券運用損益 150

〔解説〕

- ② 貸手： $1,900 \text{千円}[\text{時価}] - 2,000 \text{千円}[\text{簿価}] = \Delta 100 \text{千円}^{*2}$
借手： 注記のみで仕訳は不要です。

※2 貸付直前の有価証券の保有目的区分に従った処理を継続します。

- ③ 借手： 有価証券を売却したときは、有価証券の受入れ及び売却処理(保管有価証券の発生と同時に消滅の認識)を行い、返還義務を時価で負債(売却借入有価証券)として認識します。

- ④ 貸手： $1,950 \text{千円}[\text{時価}] - 1,900 \text{千円}[\text{簿価}] = +50 \text{千円}^{*2}$
借手： 負債に計上した返還義務は、毎期末、時価により評価し、差額を当期の損益に計上します。*3
 $1,950 \text{千円}[\text{時価}] - 2,200 \text{千円}[\text{簿価}] = \Delta 250 \text{千円}$

※3 返還義務(売却借入有価証券)が貸借対照表に計上されるため、注記は不要となります。

- ⑥ 借手： 返還時には、返還する有価証券及び負債に計上した返還義務の消滅を認識し、差額を当期の損益に計上します。
 $1,950 \text{千円}[\text{返還義務}] - 1,800 \text{千円}[\text{返還する有価証券}] = +150 \text{千円}$

II 電子記録債権(電子記録債務)

1. 概要

「電子記録債権」^{※4}とは、電子債権記録機関^(*)への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする、既存の売掛債権や手形債権とは異なる新たな「金銭債権」です。

事業者は、保有する売掛債権や手形債権を電子化することで、インターネット上で安全・簡易・迅速に取引できるようになり、紙の手形に代わる決済手段として活用することができます。

(*) 電子債権記録機関

電子記録債権法の規定により公正性・中立性を確保された、電子債権記録業を営む機関です。具体的には、コンピュータ上で、電子債権の債権者・債務者の名前、支払額・支払期日などの情報を記録・管理する業務を行います。

※4 平成20年12月1日より「電子記録債権法」が施行され、企業会計基準委員会より「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」が公表されています。

■ 参 考 ～ 手形との比較による電子記録債権の特徴 ～

手形は、裏書・割引ができるというメリットにより、企業間の支払手段として長い間、広く利用されてきましたが、一方で、紙媒体を使用するため、書面の作成・交付・保管に要するコストや、紛失・盗難のリスクなどがあります。

電子記録債権は、権利内容を電子的に記録するため、そうした問題点を解消または軽減することができます。また、手形と異なり、一部を分割して譲渡することが可能です。

2. 会計処理

電子記録債権に関して、会計処理上は、手形債権に準じて取り扱うことが適当であるとされています。

電子記録債権に関する主な取引として、(1)発生、(2)譲渡、(3)消滅があります。^{※5}

(1) 電子記録債権の発生

債権者と債務者の双方が電子債権記録機関に「発生記録」の請求をし、これにより電子債権記録機関が記録原簿に「発生記録」を行うことで電子記録債権は発生します。

取引 ①：商品2,000千円を掛けで売買した。

債権者	債務者
(借) 売掛金 2,000 (貸) 売上 2,000	(借) 仕入 2,000 (貸) 買掛金 2,000

取引 ②：発生記録により、電子記録債権2,000千円が発生した。

債権者	債務者
(借) 電子記録債権 2,000 (貸) 売掛金 2,000	(借) 買掛金 2,000 (貸) 電子記録債務 2,000

☆ 手形取引に対応させたイメージ → 債務者：手形の振出、債権者：手形の受取

※5 手形の(1)振出、(2)割引・裏書、(3)決済を対応させてイメージしてみると良いでしょう。

(2) 電子記録債権の譲渡

譲渡人と譲受人の双方が電子債権記録機関に「譲渡記録」の請求をし、これにより電子債権記録機関が記録原簿に「譲渡記録」を行うことで電子記録債権を譲渡できます。(なお、「分割記録」の請求をすることで、電子記録債権を分割譲渡することもできます。)

取引 ③-1：譲渡記録により、電子記録債権2,000千円を現金1,900千円と引換えに譲渡した。

債権者	債務者
(借) 現金預金 1,900 (貸) 電子記録債権 2,000 電子記録債権売却損 100	仕訳なし

☆ 手形取引に対応させたイメージ → 債権者：手形の割引

取引 ③-2：譲渡記録により、電子記録債権を買掛金2,000千円と引換えに譲渡した。

債権者	債務者
(借) 買掛金 2,000 (貸) 電子記録債権 2,000	仕訳なし

☆ 手形取引に対応させたイメージ → 債権者：手形の裏書

(3) 電子記録債権の消滅

金融機関を利用して債務者口座から債権者口座に払込みによる支払が行われた場合、電子記録債権は消滅し、電子債権記録機関は金融機関から通知を受けることにより遅滞なく「支払等記録」をします。

取引 ③-3：債権2,000千円が決済された。

債権者	債務者
(借) 現金預金 2,000 (貸) 電子記録債権 2,000	(借) 電子記録債務 2,000 (貸) 現金預金 2,000

☆ 手形取引に対応させたイメージ → 債権者・債務者：手形代金の決済

3. 表示

取引の種類	表示科目	備考
営業取引	電子記録債権	商品売買等によって生じる債権・債務です。
	電子記録債務	重要性が乏しい場合は、受取手形・支払手形に含めて表示することができます。
営業外取引	営業外電子記録債権	有価証券や固定資産の売買等によって生じる債権・債務です。
	営業外電子記録債務	重要性が乏しい場合は、営業外受取手形(又は、その他の資産)・営業外支払手形(又は、その他の負債)に含めて表示することができます。
金銭貸借	貸付金	金銭の貸借によって生じる債権・債務です。
	借入金	手形貸付金・手形借入金が、貸付金・借入金として表示されていることに準じ、科目は振り替えません。

(注) 譲渡記録により当該電子記録債権を譲渡する際に、保証記録(*)も行っている場合には、受取手形の割引高又は裏書譲渡高と同様に、財務諸表に注記を行います。

(*) 保証記録

紙の手形の裏書譲渡と同様に、債務者が支払期日に支払を行えない場合に、譲渡人が代わりに支払うことを保証するものです。